

議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和3年11月26日

- | | |
|------|--|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第61号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第62号　職員の給与に関する条例の一部改正について |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 3 年第 2 回岩出市議会臨時会を開会いたします。

井神慶久議員は入院加療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案第 61 号及び議案第 62 号につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、玉田隆紀議員及び山本重信議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から 11 月 29 日までの 4 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から 11 月 29 日までの 4 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本臨時会に説明員としての出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案 2 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 議案第 61 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

日程第5 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○福山議長 日程第4 議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第5 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

冬の気配を感じるようになってまいりましたが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

また、平素は、市行政全般にわたり、ご支援、ご協力を賜り、深く感謝いたしております。

本日は、皆様方にご出席をいただき、令和3年第2回岩出市議会臨時会を開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の臨時会での議案について、ご説明いたします。

まず、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。

この議案は、給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正をするものであります。

次に、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

この議案は、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の期末手当について改定を行うため、改正をするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。議員の皆様方には、ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第61号及び議案第62号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第61号及び議案第62号の議案2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号及び議案第62号の議案2件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を11月29日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を11月29日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会

(9時35分)

# 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和3年11月29日

岩出市議会

## 議事日程（第2号）

令和3年11月29日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

井神慶久議員は、入院療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議案第61号及び議案第62号につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

日程第2 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○福山議長 日程第1 議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第2 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案2件に関し、常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

11月26日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について及び議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正についての2件です。

当委員会は、11月26日金曜日、午前9時50分から開催し、付託された議案について、審査を実施いたしました。

議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等

の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正については、職員全体でどれくらいの影響額を見込んでいるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

この議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案について、反対の討論を行います。

人事院勧告が打ち出した勧告は、新型コロナ禍の下で奮闘している公務員労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けることとなります。

この間の人事院勧告では、人事管理においては、長時間労働の是正の点でも、超過勤務の上限を強調するだけで、増大する業務量に反して、必要な人員確保には触れてきませんでした。非常勤職員の処遇改善においても、抜本的な改善策を打ち出

していない勧告が続けられてきています。

岩出市においては、新型コロナへの感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金の改善が求められていること、最低賃金と同じく、公務員のボーナスを引き下げるとは、社会的影響力を持つ点から見ても、社会政策上、許されないことだと考えます。

人口増加が続き、職員の業務量も増えてきている中で、人口3万人体制時とほとんど変わらない職員体制の下で、市職員の勤務実態においては、年休取得も取りにくい状況にもなっている実態もあります。慢性的な人員不足に加え、新型コロナ関連業務が負荷されて、一層厳しさを増す職場実態の中で、ボーナスの引下げは職員意識の低下すら生まれると考えます。

那賀消防組合や那賀病院などの一部事務組合で働く職員にも影響を与えることにもつながります。市職員の待遇改善の必要性も指摘をして、反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本年8月の人事院の勧告において、民間との給与比較調査が行われた結果、賞与について、民間の支給割合が公務員を下回っているとの報告があったことから、岩出市においても、一般職員の期末手当において民間支給実績を反映させた条例改正が必要であり、また民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうものです。

なお、勧告の中には、公務員人事管理に関する報告もあり、この報告を受け、国は取組を進め、市においても必要な対策を講じていくものと考えております。

このことにより、岩出市の職員が意識を低下させることなどないと私は確信しておりますので、以上述べました理由によりまして、私は本案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本臨時会に付議されました事件を全て議了いたしました。

これにて、令和3年第2回岩出市議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでした。

閉会

(9時40分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

令和3年11月29日

岩出市議会議長 福山晴美

署名議員 玉田隆紀

署名議員 山本重信